



特集 1

必要な人が、 必要な時に利用 できる駐輪場へ

令和3年4月から

武蔵野市の駐輪場の利用方法が変わります

今ある駐輪場をより有効に、合理的に活用する必要があります。そこで市では、令和3年4月から、公共駐輪場の利用方法を一体的に変更することになりました。

必要な人が、必要な時に利用できる駐輪場へ。より多くの人にとっての利便性を向上させるべく、武蔵野市の駐輪場が変わります。

駅至近の駐輪場などを 定期利用から一時利用へ

駐輪場の利用方法には、一時利用と定期利用があります。現在のそれぞれ

の台数割合は、一時利用が約35%、定期利用が約65%と、定期利用が過半数を占めています。

令和元年10月の調査では、一時利用の利用率は、平日95・8%、休日78・5%となっています。一時利用の場合、午前中で満車になる駐輪場が多く、日中に利用したい人が止められないケースが発生しています。また、入庫から2時間までの利用が無料になる制度がない駐輪場もありました。

定期利用の場合、契約率は高いものの、利用率は平日69・2%、休日35・6%とあまり高くないため、空きが目立つ状況でした。また、一度契約をす

武蔵野市の地形は平坦で起伏が少いため、自転車での移動に適したまちといえます。市民・市外在住者を問わず通勤や通学、買い物などに自転車を利用する方も多いことから、放置自転車や自転車が関与する交通事故などが課題とされてきました。市はこれまで、市内に位置する吉祥寺駅、三鷹駅北口、武蔵境駅周辺における放置自転車対策として駐輪場の整備を進め、現在、放置自転車を含めた実際に止められている自転車の台数よりも多い駐輪場を確保しています。

駅周辺で今後新たに駐輪場用地を確保することが難しい状況にあるため、

駅周辺の駐輪場マップと一時利用料金表 (令和3年4月から)



	駐輪場	一時利用 (h = 時間)	定期 利用
吉祥寺駅周辺	1. 大正通り北	100円/12h	
	2. 西三条通り★	100円/12h	○
	3. 西三条通り第2	100円/6h	
	4. 北	100円/12h	
	5. 御殿山★	100円/6h、12h	○
	6. 御殿山第2★	100円/6h	
	7. 御殿山第3		○
	8. 大通り北	100円/12h	○
	9. パーキングプラザ	100円/12h	○
	10. 東暫定一時	100円/6h	
	11. 大通り東	200円/1日	
	12. 大通り東第3	100円/6h	
	13. 東★	100円/6h	
	14. 未広通り★	100円/6h、12h	○
	15. 未広通り第2★		○
	16. 未広通り第3		○
	17. 未広通り第4	100円/6h	
三鷹駅北口周辺	1. 北口★	100円/12h	○
	2. 北口第2★		○
	3. 武蔵野タワーズ	100円/12h	○
	4. 中町第1★		○
	5. 中町第2	100円/12h	
	6. 中町第3	100円/12h	
	7. 中町第4		○
武蔵境駅周辺	1. 北口第2	100円/12h	○
	2. 北口一時	100円/6h	
	3. みずき通り	100円/12h	○
	4. 東高架下	100円/12h	○
	5. 五宿東	100円/12h	
	6. 西中央高架下		○
	7. 西高架下		○
	8. 南第2	100円/12h	
	9. 南		○
	10. スイング北暫定一時	100円/6h	

すべての一時利用が入庫後2時間無料(手売り式除く)。

★令和3年度から定期利用の全部または一部を一時利用に変更。

★今後段階的に一時利用に変更。

駐輪場はこうに変わります！

- 定期利用と一時利用の割合の変更
- 駅からのエリアに応じた料金設定
- すべての一時利用を入庫後2時間無料に(手売り式を除く)
- 定期利用に毎年度の抽選制度を導入

ると無期限、または3年間の利用が認められていたため、入れ替えが起りにくく、待機して空気を待つ人も多のが実状でした。

こうした点を踏まえて武蔵野市では、駅中心からおおむね200メートル以内のすべての駐輪場や商圏との連続性から、これに準じる一部の駐輪場を段階的に一時利用へと転換を図ることにしました。

利用料金を 統一的な基準で見直し 2時間無料制度の導入

新しい利用方法では、利用料金も見直し、より多くの人に公平に利用しやすい体系にします。

〈一時利用〉

すべての一時利用駐輪場を入庫後2時間まで無料とします（手売り式を除く）。また、駅至近などの駐輪場は、入庫から2時間までは無料、その後6時間ごと100円（2時間無料を含め、最初の8時間は100円）となり、手売り式は1日200円となります。

駅至近の外周部にあたる駐輪場は、入庫から2時間までは無料、その後12時間ごと100円（2時間無料を含め、最初の14時間は100円）となり、手売り式は1日100円となります。

〈定期利用〉

一時利用料金を基に、駅中心から駐輪場までの距離と自転車の置き場の階層に応じた料金設定となります（市民一般の場合は月額1400円〜2700円。ただし、令和3〜4年度は移行期間のため外があります）。学生（18歳に達する年度末まで）・障害者手

帳所持者・生活保護受給者には割引制度があります。市外在住者の場合は一定の割増となります。なお、定期利用については、駅中心からおおむね50メートル以内に居住の方は利用できません。

生活スタイルに合った利用を

駐輪場の利用例としては、次のようなことが想定されます。

まず、2時間無料後6時間100円の一時利用は、「買い物や習い事、通院、パートタイム勤務など、8時間以内の利用」に。また、2時間無料後12時間100円の一時利用としては、「短時間利用のほか、通勤・通学など14時間以内の利用」が考えられます。

一方、定期利用の場合、「通勤・通学など、日常的に14時間以上利用」する方が想定されます。自分の生活スタイルに合った利用方法を選び、多くの人が利用



自転車駐輪場整備センターが 市と協働で運営

多様化する利用者ニーズなどへの効果的、効率的な対応

武蔵野市の公共駐輪場は市営ではなく、すべて公益財団法人自転車駐輪場整備センターが管理・運営を行っています。

自転車駐輪場整備センター事業の メリット

- 施設整備費、管理人件費、応急修繕費など、市の財政的負担が大幅に軽減
- 駐輪場の建設から運営まで、専門的ノウハウを生かすことができる
- 建設・大規模修繕・応急修繕などについて短期間で迅速な対応が可能



公共駐輪場

利用者

- 利用料金の支払い

自転車駐輪場 整備センター

- 駐輪場の設計・建設
- 利用料金により駐輪場の管理・運営を行う

武蔵野市

- 駐輪場用地を自転車駐輪場整備センターに無償貸与
- 建設費の一部負担または負担なし

協定

したい時に利用できる駐輪場にしておくことを目指しています。

令和5年度にかけて段階的に実施

新しい駐輪場の利用方法については、令和2年度の1年間をかけて利用者への周知を行ってきましたが、令和3年度から、いよいよ段階的に実施されることとなります。駅近の駐輪場の「定期利用と一時利用の割合の変更」については令和3年度から段階的に実施し、令和5年度からは全体実施に。「駅からのエリアに応じた料金設定」については、令和3年度から全体実施となります。

また、定期利用の「毎年度の抽選制度の導入」についても令和3年度から段階的に実施し、令和5年度から全体実施の予定です。次年度の一斉申し込み・抽選は原則として毎年1月から実施。抽選には優先制度もあります。詳細は12月ごろに市報・市ホームページ・駐輪場内掲示などでご案内します。令和3年度から令和5年度にかけて、武蔵野市の駐輪場は大きく変わってきます。

2 場内移動



1 入庫



4 支払い・出庫



3 駐輪



放置防止にご協力ください

道路などの公共の場所に自転車を放置すると、歩行者や障害のある方の通行に危険を及ぼすだけでなく、災害や救急活動の妨げとなります。まちの景観を悪くすることにもなりますので、放置はせず、必ず駐輪場をご利用ください。

*このほか、手売り式や電磁ロック式の駐輪場があります。

空車・満車情報をインターネットで確認

パソコンやスマートフォンから、市内3駅周辺の公共駐輪場の空車や満車などの利用状況が確認できます。



空車



混雑



満車

*目的駅周辺の駐輪場の空き状況が3段階で表示されます。お気に入り登録をしておけば、いつでも簡単にアクセスできます。



吉祥寺駅周辺



三鷹駅北口周辺



武蔵境駅周辺



自転車利用中のスマートフォンなどの操作は絶対にやめましょう！

*「利用状況」はご利用の目安として、アクセス時点での状況を表示しています。たとえ「空車」表示であっても、空車をお約束するものではありません。

正しく安全に自転車を利用するために

武蔵野市の駐輪場の利用方法と併せて、

あらためて交通ルールや乗り方のマナーを確認し、守り、一人ひとりが安全利用を心掛けることで、自転車に関連する事故などを減らしていきましょう。



自転車に乗る時は「自転車安全利用五則」を守りましょう

1. 自転車は、車道が原則、歩道は例外
2. 車道は左側を通行
3. 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
4. 安全ルールを守る
5. 子どもはヘルメットを着用

分かっているつもりでもあらためて確認しましょう！

今回の変更により公共駐輪場が利用しやすくなり、これまでよりさらに放置自転車が少ない美しいまちになることを目指しています。

また近年、自転車利用時の交通ルール違反やマナー悪化が社会問題となっています。いま一度、自転車安全利用五則を確認していただき、自転車を利用する際は、思いやりを持った安全な利用にご協力ください。



交通企画課 林 祥弘 さん

定期的に自転車の点検整備をしましょう

正しく整備されていない自転車に乗ると事故につながる可能性があります。日ごろからブレーキやライト、タイヤなどの点検をし、年に1回は自転車店などで点検整備をしてもらいましょう。

自転車損害賠償保険に必ず加入しましょう

東京都内で自転車を利用する場合、自転車利用中の事故で相手にけがを負わせてしまった場合などの損害を賠償できる保険に加入しなければなりません。

特典あり

自転車安全利用講習会に参加しましょう

武蔵野市では、交通安全の専門家による交通ルールやマナーについての講習を定期的に開催しています。講習会を受講することで、自転車安全利用認定証の発行や自転車点検整備（TSマーク／保険付帯）の助成などの特典もあります（詳しくは市報などでご案内しています）。